

第1回 南相馬市復興推進協議会議事概要

日時	平成24年11月1日(木) 16:00~16:15
場所	南相馬市役所本庁舎4階議会委員会室
構成員	丸三製紙株式会社 株式会社日本政策投資銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社東邦銀行 株式会社七十七銀行 株式会社常陽銀行 原町商工会議所 福島県相双地域振興局 南相馬市経済部商工労政課 南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部克啓(協議会会長)
事務局	南相馬市復興企画部企画課 課長 牛来 学 係長 末永 実

次第

- 1、開会
- 2、あいさつ(南相馬市復興担当理事)
- 3、出席者紹介
- 4、復興推進協議会について
- 5、南相馬市復興推進協議会の設立について
 - (1) 協議会規約(案)について
 - (2) 役員選任について
- 6、議事
 - (1) 南相馬市復興推進計画(案)について
 - (2) その他
- 7、閉会

【議事概要】

○あいさつ(南相馬市復興企画部復興担当理事)

昨年の東日本大震災による地震、津波、そして原発事故により多くの住民が避難を余儀なくされ、人口は7万1千人から一時は1万人まで減少し、企業の閉鎖や撤退が相次ぎ、市の存続さえも危ぶまれる状況にありました。

このような状況から一日も早い復興を目指すため、昨年12月に南相馬市復興計画を作成し、現在、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

復旧・復興に向けては、除染と仮置場の問題があり、住民同意が得られず思うように進まない状況にあります。震災から1年8ヶ月が過ぎ、復旧・復興に向けて市民や企業等の協力を得ながら進めていかなければならないと考えているところでございます。

また、避難指示区域の見直し等により、人口の回復もあり現在では4万5千を超えたところであります。安心して住み続けるためには、生活基盤の整備が必要であり、医療・福祉そして雇用の確保が重要であります。

今回協議します案件につきましても、雇用の確保に繋がる重要な案件であるため、ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○事務局

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立し、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

このたび、本市に立地する丸三製紙株式会社が行う段ボール原紙製造設備の増設・増強を行う事業について、本市の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものに位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対して、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を本市が策定するものであります。

計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須であり、協議会において、申請する復興推進計画について協議しなければならないことが規定されています。協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっており、本日、協議会の開催のためにお集まりいただいたところであります。

○会長（南相馬市復興企画部復興担当理事）

それでは、議事に入ります。「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

南相馬市復興推進計画（案）についてご説明いたします。お手元の資料4をご覧ください。

（以下「南相馬市復興推進計画（案）」についての説明）

○会長

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見を伺います。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいですか。

○出席者

異議なし（全員）

○会長

原案のとおり決定いたします。

○事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局南相馬支所へ提出いたします。

以上